

ホッブズ「政治哲学」におけるコモンウェルスの成立方法

久野, 真大
九州大学大学院法学研究院助手

<https://doi.org/10.15017/16423>

出版情報：政治研究. 50, pp.45-74, 2003-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



ホッブズ「政治哲学」におけるコモンウェルスの成立方法

はじめに

第一節 政治哲学の課題

第二節 理論的範型としての〈設立〉されたコモンウェルス

第三節 「家産的王国」から〈獲得〉によるコモンウェルスへ
むすびにかえて

久野真大

はじめに

トマス・ホッブズは、「政治哲学 (Civil Philosophy)」の創始者を自負し、政治哲学という「知」によって政治秩序の安定をもたらそうとした。その体系的提示である『法の原理』から『市民について』を経て『リヴァイアサン』に至るまで、彼はコモンウェルスの成立に関して〈設立 (Institution)〉と〈獲得 (Acquisition)〉という二つの方法に言及し続けた。〈設立〉とは、多くの人々が同時に「信約 (Covenant, Pactum)」を結ぶことによりコモンウェルスが成立する場合であり、〈獲得〉とは、征服を契機としてあるいは家族を軸としてコモンウェルスが成立する場合である。本稿の目的は、ホッブズが自らの政治哲学において、コモンウェルスの二つの成立方法を提示した理由を明らかにすることにある。

ホッブズは自らの政治哲学において、主権者の諸権利と臣民の責務 (Duty, Officium) とを確定しようとした。『リヴァイアサン』に端的に見られるように、彼はコモンウェルスの〈設立〉から主権者の諸権利と臣民の服従の義務 (Obligation, Obligatio) とを導出する。臣民は服従義務を履行するために、特定の具体的行為をなす責務を負う。このように、〈設立〉されたコモンウェルスとは、ホッブズの政治哲学における理論的範型であり、彼は、この理論的範型を用いて導出した主権者の諸権利と臣民の服従義務とが、〈獲得〉されたコモンウェルスにおいても同一であるとした。

けれども、この〈設立〉されたコモンウェルスとは、あくまで理論的範型であり、歴史上実在したコモンウェルスのほとんどは〈設立〉されたものではなかった。ホッブズの見るところ、実在する王国やコモンウェルスの大多数は〈獲得〉されたものである。本稿で見ると、『法の原理』および『市民について』において、ホッブズは「家産的王国 (Patrimonial Kingdom, Regnum Patrimoniale)」の議論を提示したが、それは実際の状況においてはスチュアート朝イングランドに相当するものであった。さらに、『リヴァイアサン』においてホッブズは、〈獲得〉によるコモンウェルスについての一般的定義を行った。同著作が公刊されたのは、チャールズ一世の処刑により王政が廃止され、ランプ議會を主権者とする新共和国政府が成立した政治状況のなかであった。この状況下において、実際、当時のイングランド

人たちは、この「獲得」によるコモンウェルスを新共和国を指すものとして理解していたと言つてよい。

このように、ホッブズの政治哲学において、コモンウェルスの「設立」と「獲得」という二つの成立方法は、実在する諸々のコモンウェルスを分類するために案出された基準ではなかつた。ホッブズは『法の原理』から「リヴァイアサン」に至るまで、「設立」されたコモンウェルスという理論的範型を用いて、主権者の諸権利と臣民の服従義務とを確定しようとした。そうすることにより、彼は、「獲得」によつて成立した実在のコモンウェルスにおける政治秩序の安定をもたらそうとしたのである。これこそホッブズがコモンウェルスの二つの成立方法を示した理由である⁽⁴⁾。

このことを論証するために、本稿では次のような手順をとる。第一節ではホッブズが自らの政治哲学の方法について行つた議論を検討する。ホッブズはこの議論に際して、まず哲学の方法についての説明を行い、そのなかで言語およびそれを媒介とした推論の役割を重視した。この説明にもとづいて、ホッブズは、政治哲学とは、推論にもとづいて主権者の諸権利と臣民の責務とを確定するものと規定したのである。

第二節では、こうした政治哲学観をふまえて、『法の原理』から『市民について』を経て『リヴァイアサン』に至るまで、ホッブズが一貫して、自らの政治哲学の理論的範型を「設立」されたコモンウェルスに求めていたことを明らかにする。コモンウェルスの「設立」とは人々が意志的になす行為であり、その結果、コモンウェルスは人為的構成物として現れる。ホッブズはこの「設立」から主権者が持つ諸権利と臣民の服従義務とを導出したのである。

第三節では『法の原理』および『市民について』における「家産的王国」の記述を、『リヴァイアサン』における「獲得」によるコモンウェルスの記述と比較検討し、次のことを明らかにする。すなわち、ホッブズは「獲得」によつて成立した家産的王国が、主権者の諸権利と臣民の義務に関して、「設立」されたコモンウェルスと同一であることを論証しようとした。さらにこの姿勢を維持しつつ、彼は『リヴァイアサン』において、家産的王国の議論を大幅に変更し、「獲得」によるコモンウェルスについての新たな定義を行つたのである。

第一節 政治哲学の課題

ホッブズは旧来の古典古代の哲学や、アリストテレス哲学とキリスト教信仰との混淆によって生まれたスコラ哲学などの「知」が政治秩序の安定を脅かしていると診断した。⁽⁵⁾ そのため彼は、現実政治に安定をもたらすためには、確実な方法に基づく政治哲学が必要であると主張し、実際に自らの著作においてそれを提示したのである。⁽⁶⁾

政治哲学を論じるにあたって、彼はまず哲学一般の説明を行った。その説明は、人間の感覚に関する議論から始まる。ホッブズによれば、感覚から思考が生じ、その思考が連鎖することにより「思维的行為 (Discourse)」となる。この思维的行為が「言語 (Speech)」によって媒介されると「推論 (Reason)」となる。この推論＝理性が「学問 (Science)」＝「哲学 (Philosophy)」を生み出すのである。ホッブズはこのように、推論における言語の役割を重視した。なぜなら、彼の考えによれば、言語を媒介とした推論によって人々は因果関係を認識し、また言語によってのみ他者と意志疎通することが可能となるからである。

『リヴァイアサン』においてホッブズは、言語の構成要素である「名辞 (name)」の効用として、次の二つを指摘した。一つは、「想起の記号 (Markes) あるいは符号 (Notes)」として「私たちの思考の連鎖 (Consequences) を記録すること」である。もう一つは、「しるし (Signes)」として、多くの人々が相互に自分の考えや情念を「表す (signifie) こと」である (Lev 4, p. 25. (一) 七〇頁⁽⁹⁾)。このような言語を媒介として行われるのが推論である。推論とは「私たちの思考を記し (marking) 表す (signifying) ために合意された一般的諸名辞の連鎖」を操作することにはかならない (Lev 5, p. 32. (一) 八五頁)。つまりこの推論において人々は因果関係を認識し、それを相互に伝えあうのである。

さらにホッブズによれば、真理とは言語の属性であって、事物の属性ではない。したがって、言語のないところには真理もない (Lev 4, pp. 27-28. (一) 七四―七五頁; cf. EL 1:5:10; 1:5:13)。先に見たように、言語を媒介として推論がなされる以上、そうした推論からのみ普遍的な真理が生じるとホッブズは考えた。彼によれば「正しく推論することによって生み出されるのは、一般的な永遠不変の真理にはかならない」のである (Lev 46, p. 458. (四) 一〇六頁)。真の

学問＝哲学が生じるのは、こうした推論を介してである (Lev 5, pp. 35-36. (一) 九一―九二頁)。

このような推論とは対照的なのが「思慮 (Prudence)」である。ホッブズによれば、思慮とは過去の出来事の経験にもとづいて、未来の出来事を推定することでしかなく、因果関係の正確な認識ではない。さらに、思慮とは、言語を用いることなしに行使できる能力であり、それは獣においてすら見られる。このように思慮は、あくまでも個別具体的な事例の経験的一般化にとどまり、普遍的な真理を生み出すことはできない (EL 1:4:6; 1:4:10-11; Lev 3, pp. 22-23. (一) 六二―六四頁; Lev 8, pp. 52-53. (一) 一一九頁; Lev 46, p. 458. (四) 一〇五―一〇六頁)。また、「歴史 (History)」とは事実についての知識を記録したものにすぎない (Lev 9, p. 60. (一) 一四六頁; cf. EL 1:6:1)。現在の問題の解決のために過去の歴史を用いることは、歴史家を信じることでしかなく (Lev 7, p. 49. (一) 一一一―一二二頁)、そこからはやはり、普遍的な真理は生じない¹⁰⁾。このように、ホッブズにとって、事実の観察と伝聞やそれらの経験的一般化にすぎない思慮や歴史は不確実な知識であり、哲学とは明確に区別されるべきものであった。こうした前提に立つて、ホッブズは、思慮や歴史のみを根拠とする政治論とは異なる政治哲学を提示しようとしたのである。

ホッブズによれば、哲学における推論の役割は、事物の生成から事物の属性を考察することにある。ホッブズは、たとえば『リヴァイアサン』において、哲学を次のように定義している。

哲学によって理解されるのは、「推論すること (Reasoning)」によって獲得された知識のことであり、それは、ある事物の生成 (Generation) の仕方を起点とし、諸々の属性 (Properties) へと至るか、もしくは、諸々の属性を起点とし、事物の生成についてのあり得る方法へと至る。その目的は、人間生活に必要な諸結果 (Effects) を、質料と人間の力とが許す限りにおいて、生み出すことにある。」 (Lev 46, p. 458. (四) 一〇五頁)

哲学をこのように一般的に定義したうえで、ホッブズは、政治哲学を次のように特徴づけた。すなわち、政治哲学はコモンウェルスを対象とし、コモンウェルスの生成から推論にもとづいて主権者の諸権利と臣民の責務とを導出するもの

である。このコモンウェルスの生成とは、コモンウェルスの〈設立〉にほかならない。⁽¹¹⁾

この特徴づけは、特に『リヴァイアサン』における政治哲学の定義に顕著である。ホッブズは哲学分類表を作成し、哲学をまず「自然哲学 (NATURAL PHILOSOPHY)」と「政治哲学 (CIVIL PHILOSOPHY)」とに分類した。ホッブズによれば、政治哲学とは、「諸々の政治体 (Political Bodies) が持つ偶有性 (Accidents) を起点とする連鎖 (Consequences)」についての知識である。この政治哲学が対象とする連鎖は次の二つの系統に整理される。

- 一、コモンウェルスの設立 (Institution) を起点とし、政治体 (Body Politique) もしくは主権者が有する諸々の権利および責務 (Rights, and Duties) へと至る連鎖。
- 二、同じものを起点とし、臣民たちが有する責務および権利 (Duty, and Right) へと至る連鎖。
(Lev 9, p. 61. (一) 一四八頁)。

このようにホッブズは、政治哲学の課題として、コモンウェルスの〈設立〉から主権者の権利と責務、臣民の責務と権利とを導出することを明言した。そのなかでも、とりわけホッブズが論証を試みたのは、主権者が持つ諸権利とそれに対する臣民の責務なのである。⁽¹²⁾

『市民について』および『リヴァイアサン』において、ホッブズは世俗政治論を次のような言葉でしめくくっている。すなわち彼が世俗政治論において論証したのは、「コモンウェルスは、主権権力がなければ存在し得ないこと、主権権力を保持する者たちは「市民たちによって」全面的に、すなわち神の諸命令に反しないあらゆることからにおいて、服従されるべきこと」である。ホッブズによれば、主権者に対するこのような全面的服従こそ、臣民・市民の「政治的責務 (civile officium, Civill duty)」なのである (DC 15:1; cf. Lev 31, p. 245. (二) 二八五頁)。次節で見るように、臣民は服従の義務 (obligation, obligatio) を履行するために特定の具体的行為をなす責務を負うのである。

第二節 理論的範型としての〈設立〉されたコモンウェルス

前節で見たように『リヴァイアサン』において、ホッブズはコモンウェルスの〈設立 (Institution)〉から主権者の諸権利と臣民の責務とを導出すると宣言した。ただし、そのことは『リヴァイアサン』に限られない。彼は、『法の原理』から『市民について』を経て『リヴァイアサン』に至る三著作すべてにおいて、〈設立〉されたコモンウェルスを自らの政治哲学の理論的範型としていたのである。これら三著作に共通する議論の様式は次のようなものである。ホッブズは、コモンウェルスが〈設立〉と〈獲得〉の二つの方法で成立することを示し、まず〈設立〉されたコモンウェルスを取り上げる (EL 1:19:11; DC 5:12; Lev 17, p. 121. (11) 三四—三五頁)。次いで、〈設立〉の過程に関する議論を進めるなかで、主権者が絶対的な諸権利を持ち、臣民は主権者に対する服従を義務づけられるということを論証する。そのうえでホッブズは、それらの権利と服従義務のいずれもが、〈獲得〉されたコモンウェルスにおいても同一であるとする。

ホッブズは三著作すべてにおいて、コモンウェルスの〈設立〉に関して次のような議論を行っている。すなわち、彼はまず、コモンウェルスが存在しない自然状態を想定する。この自然状態は戦争状態であり、人々は悲惨な境遇にある。この状態から脱却すべく人々は、推論 \parallel 理性によって平和の諸条項である自然法を発見する。ただし、自然状態において平和は容易にはもたらされない。各人は、自らの判断と理性において自己保存のために必要だと思ふすべてのことを行う自由、すなわち自然権を行使するからである。こうして人々は理性によって自然法を発見するが、安全が保障されないかぎり各人の理性は自己保存を命じ、その結果人々は自然状態から脱却できない。これについてホッブズは、『リヴァイアサン』において、次のように述べている。推論において論争がある場合、その論争を終結させるためには、「当事者たちは、彼ら自身の同意 (accord) によって、彼ら双方がその決定 (sentence) にしたがうような何らかの仲裁者あるいは判定者の推論を正しい推論として定めなければならない」(Lev 5, pp. 32-33. (1) 八六頁)。

こうしてホッブズは、自然法の遵守と信約の履行は主権者の権力によって強制されない限り不可能であると主張する。ここにおいて、人々は意志的行為として信約を結ぶ。彼らは信約を結ぶと同時に、その信約を有効にする主権権力を〈設

立^レする。その際に彼らは、自らの私的判断を放棄して、主権者の判断をコモンウェルスの平和を保つために必要な判断であると認める。⁽¹⁴⁾この主権者の命令が、臣民の行為に関する正しい基準なのであり、それは「国法 (civil laws, leges civiles)」と呼ばれる (EL 2:1:10; 2:10:8; DC 6:9; Lev 18, p. 125. (一) 四三—四四頁; Lev 26, p. 183. (一) 一六四頁)。こうして政治的安定は人々の意志的行為によって人為的にもたらされる。

信約という意志的人為的行為を政治秩序の必須と考えるホップズにとって、アリストテレスの「ゾーン・ポリテイコン」概念、すなわち人間は自然にポリスの動物であるという概念は当然のことながらしりぞけられる (DC 1:2)。ホップズはアリストテレスに反駁して、アリヤミツバチなどの動物の一致が「自然的 (natural, naturalis)」なものであるのに対して、人間の一致が信約による「人為的 (artificial, artificiosus)」なものであると結論した (EL 1:19:5; DC 5:5; Lev 17, pp. 119-120. (一) 三〇—三二頁)⁽¹⁵⁾。またホップズは、アリストテレスに由来する法の支配の概念、すなわち主権者は国法に従うという見解を有害なものとしてしりぞけたのである (DC 12:4; Lev 46, p. 471. (四) 一一九頁)。

こうして、コモンウェルスは人為的な構成物として出現することになり、自然状態とコモンウェルスは、自然と人という対極に位置付けられる。主権者の絶対的な諸権利およびそれに対応する臣民の服従義務は、^レ設立^レという人為的な行為から導かれるものであり、それらは自然には存在し得ないものであった。

人為的に構成される主権者の諸権利は、具体的には次のような性格を帯びることになる。『法の原理』および『市民について』において、ホップズは次のような議論を展開した。すなわち、コモンウェルスを^レ設立^レするために人々は信約を結ぶ。けれども、この信約だけでは、コモンウェルスの^レ設立^レには不十分である。コモンウェルス^レの信約を有効にし、平和や防衛、安全をもたらすためには、罰を科す「強制権力 (power of coercion, Potestas Coactiva)」が必要となる (EL 2:1:6; DC 6:4)。この強制権力は主権者の権力である。こうして、主権者は罰を科す権利である「正義の剣」を有することとなる。この正義の剣には、和戦の権利である「戦争の剣」、裁判権、国法制定権などの主権者の諸権利が付随する。ホップズによれば、これらの権利により、主権権力は「絶対的」なものとなる (EL 2:1:7-13; DC 6:5-12)。

前節で見たように、『リヴァイアサン』においてホッブズは、政治哲学の定義を行うなかで、主権者が持つ諸権利をコモンウェルスの〈設立〉から導出すると宣言した。実際に、ホッブズは、「このコモンウェルスの設立から」主権者が持つ「すべての権利と権能 (*Rights and Faculties*) とが導出される」と述べ、主権者が持つ一二の諸属性と諸権利とを列挙した (Lev 18, pp. 121-126. (一) 三六一-四六頁)。

ここで注目すべきは、『リヴァイアサン』において、ホッブズがコモンウェルス〈設立〉の信約に「権威付与 (Authorisation)」の概念を導入したことである。主権者の諸々の行為や判断を「権威づける (Authorise)」とは、臣民たちがそれらの行為や判断を自分のものとする¹⁶⁾ことである。ホッブズは『リヴァイアサン』において、この権威付与を根拠に主権者の諸権利を論証した。この権威付与は、先に見たコモンウェルスの人為的構成をいっそう際立たせる概念であった。人々が主権者のすべての行為と判断とを自らのものとする¹⁷⁾ことにより、コモンウェルスの平和は保たれ、政治秩序はより安定したものとなるのである。

臣民の服従義務についても、同様の議論展開が行われている。「義務 (obligation)」は意志的な行為からしか生じないと考えるホッブズは、主権者の権利と同様に、臣民の義務をコモンウェルスの〈設立〉から導出する。『法の原理』および『市民について』におけるホッブズの記述によれば、信約とは意志を表明するものであり、義務は信約によってのみ生じる (EL 1:15:9; 2:10:2; DC 2:10; 14:2; 14:2n)。したがって、コモンウェルス〈設立〉の信約によって、人々は主権者に対する服従を義務づけられるのである。『法の原理』においてホッブズは、この臣民の服従義務について詳述しなかった。他方、『市民について』においてホッブズは、市民は主権者の絶対的な権利に対応する「全面的 (SIMPLIS)」な服従を義務づけられると主張した。この義務は、「私たちが、私たちのすべての権利をコモンウェルスへと譲渡した信約から直接的にはなく、間接的に」生じるのである (DC 6:13)¹⁷⁾。

『リヴァイアサン』においても、ホッブズは、「すべての人はひとしく生来、自由である」から、「いかなる人にとっても自分自身の行為から生じたのではない義務はない」との前提に立ち、臣民の服従義務について論じている。すなわち、「臣民の義務と自由」は、「私は彼 (主権者) のすべての行為を権威づける」という「言明 (express words)」から「あ

るいは「主権設立の目的」から導出されるべきである (Lev 21, p. 150. (二) 九五頁)。前述の「言明」とは、コモンウェルスへ設立の際に人々が結ぶ信約の内容である (Lev 17, p. 120. (一) 三三頁; Lev 18, p. 121. (一) 三六頁)。また前述の「目的」とは、「臣民たち同士のあいだでの平和と、共通の敵に対する彼らの防衛」である (Lev 21, p. 150. (二) 九五頁)。

これまで示してきたように、ホッブズはコモンウェルスのへ設立から主権者の諸権利と臣民の「義務 (obligation)」とを導出した。他方、前節で見たように、ホッブズの政治哲学の目的は主権者の諸権利と臣民の「責務 (duty)」とを確定することにあつた。ここで、ホッブズの言う「義務」と「責務」との関係が問題となる。彼は、その関係について、次のように説明している。すなわち、AがBに対して権利を譲渡した場合には、Aは、Bがその権利から生じる便益を受け取ることが妨害しないよう「義務づけられる (OBLIGED)」。加えてAは、自分自身の意志的な行為を無効にしてはならない。それが彼の「責務 (DUTY)」なのである (Lev 14, pp. 92-93. (一) 二一九頁)。

以上の記述から、臣民の責務とは次のようなものだと思ふことができる。すなわち、人々は信約を結ぶ際に権利を譲渡し (Lev 14, p. 94. (一) 二二一—二二二頁)、その結果、義務が生じる。コモンウェルスへ設立の際には、臣民となる人々は意志的な行為として信約を結び、それによつて服従を義務づけられる。さらに臣民は、この服従義務を履行するために、社会生活の諸局面において、特定の具体的な行為をなす責務を負う。ホッブズは、「臣民たちは、彼らの服従が神の諸法に反しないようなあらゆることにおいて、主権者たちに対して全面的な服従をなすべき」としたが、これは、臣民の「政治的責務 (Civill duty)」についての一般的記述と見なすことができるであろう (Lev 31, p. 245. (二) 二八五頁)。

さらにホッブズは、『リヴァイヤサン』の他の箇所において、主権者は臣民に対して次のような責務を教えるべきだと述べている。統治形態の変更を望まないこと、主権者以外の人気ある人々に従わないこと、主権権力に異議を唱えないこと、親を尊敬すること、隣人に侵害を行わないこと、これらすべてを心から誠実になすことである (Lev 30, pp. 233-236. (二) 二六三—二六八頁)⁽¹⁸⁾。これらの責務は、コモンウェルスへ設立の信約を無効にしないためになすべき具体的事柄

なのである。

主権者の諸権利と臣民の義務とをコモンウェルスの〈設立〉から導出する議論には、注目すべき点がもう一つ残されている。ホッブズは、コモンウェルスの〈設立〉を論じる際に、主権者と臣民との関係について、臣民となる人々は彼ら相互間で信約を結ぶのであり、主権者との間で信約を結ぶのではない、と指摘している。ここから、主権者と臣民との関係について、ホッブズは次の結論を導く。すなわち、主権者が行いういかなる行為も臣民に対しては侵害ではなく、また主権者は臣民に対して一切の義務を負わないということである。こうした議論によって、ホッブズは、主権者が絶対的な諸権利を持ち、臣民たちが主権者に対する全面的な服従義務を負うことを裏づけたのである。

ホッブズは、『法の原理』および『市民について』において、主権者が持つ諸権利を論じる際に、主権者が臣民によって処罰されることはあり得ないと主張した(EL 2:1:12; DC 6:12)。加えて、『市民について』においてホッブズは、主権力は「市民あるいは臣民が彼らのあいだにおいて各人相互で結ぶ諸々の信約によって確立される」と述べている。したがって、市民たちは、信約により同胞市民に対して義務を負い、主権者に対して行う権利の「寄贈(donatio)」により主権者に対して義務を負うことになる(DC 6:20)¹⁹⁾。

また、『法の原理』および『市民について』において、ホッブズは、主権者と臣民とのあいだには信約が結ばれないことを証明するために、すべてのコモンウェルスは、最初は民主政の形態をとると論じた。民主政のコモンウェルスを〈設立〉する際には、主権者である人民全体と、その人民を構成する個々の臣民との間では信約は結ばれない。信約はあくまで個々の臣民たち相互間で結ばれる。したがって、この民主政において、主権者である人民が個々の臣民に対して行いういかなる行為も、侵害ではあり得ない。また主権者は臣民に対して義務づけられることもない(EL 2:2:3; DC 7:7; 14)。貴族政や君主政は、民主政の主権者である人民が、貴族の合議体や君主に主権を譲渡することによって成立する。そのため、貴族政や君主政においても、主権の性質は民主政と同一であり、どちらの統治形態においても、主権者は臣民とのあいだで信約を結ぶことはない。したがって、主権者が臣民に対してなすいかなる行為も侵害ではあり得ないし、主権者は臣民に対して義務づけられることはなく(EL 2:2:6-7; 2:2:9; DC 7:8-9; 7:11-12; 7:14)。

『リヴァイアサン』においては、先に見た「権威付与」の概念を導入することにより、今述べたような議論の方式をとる必要が解消されることとなった。⁽²⁰⁾ すなわち、臣民となる人々は相互に信約を結び、主権者の行為を自分のものとする、すなわち権威づけることによってコモンウェルスを「設立」する。主権者は信約の当事者ではないから、主権者の側では信約破棄は生じないし、主権者が行ういかなる行為も侵害ではあり得ない。また、主権者は臣民によって処罰され得ない (Lev 18, pp. 121-124. (二) 三六一-四一頁)。

このように、『リヴァイアサン』において、「権威付与」の概念を導入することにより、臣民に対する主権者の義務の不在をいっそう洗練された方法で論証できるようになったとはいえ、ホップズは、三著作を通じて、主権者の諸権利と臣民の義務、さらには主権者が臣民とは信約を結ばないことを、コモンウェルスの「設立」から導出した点で一貫していた。ホップズは自らの政治哲学において、主権者の諸権利と臣民の責務とを確定しようとした。したがって、「設立」されたコモンウェルスはホップズ政治哲学における理論的範型と言えるであろう。次節では、ホップズが「獲得」されたコモンウェルスを論じる際に、この範型をどのように用いたかを見ることにしよう。

第三節 「家産的王国」から「獲得」によるコモンウェルスへ

『法の原理』および『市民について』において、ホップズが、「獲得 (Acquisition)」によって成立する「政治体」・コモンウェルスを論じた際、彼が論述の対象としていたのは「家産的王国」であった。⁽²¹⁾ また、これらの著作においては、家産的王国に関するホップズの議論は君主政の議論の一部をなしていた。というのも両著作において、ホップズは、コモンウェルスの三つの種類、すなわち民主政、貴族政、君主政という三つの統治形態についての説明を行う章と、その三つの統治形態を比較検討する章とのあいだに、家産的王国を扱う章を置いているからである。具体的に言えば、ホップズはまず、民主政、貴族政、君主政という三つの統治形態を説明する (EL 2:2:1-16; DC 7:1-18)。その次の章において、彼は、主人が従僕に対して有する「専制的支配 (dominion despotic, Dominium Despoticum)」を取り上げる (EL 2:

3:1-9; DC 8:1-10)。さらに、それに続く章において、彼は、親が子供に対して有する「家長的支配 (dominion paternal, Dominium Paternum)」を取り上げ、家産的王国に関する議論を行う。その議論のなかで、彼は、家産的王国の主権者が「設立」による君主政の主権者と同一の諸権利を持つことを示したうえで、君主政における主権権力の継承の問題を論じている (EL 2:4:1-17; DC 9:1-19)。こうした議論を行った後、次の章でホップズは再び三つの統治形態の問題に立ち戻り、それらを比較して君主政が最善の統治形態であると結論するのである (EL 2:5:1-8; DC 10:1-19)⁽²²⁾。

家産的王国についてのホップズの議論を詳しく見ることにしよう。ホップズは、「家族 (Family, Familia)」とは「父親あるいは母親、もしくははその両方、および子供たちと従僕たちから構成される全体」であると定義する。この家族においては、「父親あるいは主人がその主権者であり、残りの者は (子供たちも従僕たちも等しく) 臣民である」 (EL 2:4:10, cf. DC 9:10)。ホップズによれば、家族における臣民である子供たちと従僕たちは、〈設立〉されたコモンウェルスの臣民と同程度の服従をなす (EL 2:4:9; DC 9:7; 9:9)⁽²³⁾。また、家族が拡大して大規模になり自己防衛力を備えた場合には、それは「家産的王国」となるとして、ホップズは次のように論じている。

その家族が、生み、もしくは養子縁組による子供の増加によって、あるいは、生み、征服もしくは意志的な服従 (submission) による従僕の増加によって、規模が大きくなり、たいていの場合、自己防衛ができるほどであるならば、その家族は、**家産的王国 (PATRIMONIAL KINGDOM)**、あるいは、獲得による君主政 (monarchy by acquisition) と呼ばれる。そこにおいて主権は、政治的設立 (political institution) によって任命される君主の場合と同様に、一人の人にある。それゆえ、一方にある諸権利はすべて、同じものが他方にもある。したがって、私は今後、それらを別々のものとしては語らず、君主政一般について語ることにしよう。 (EL 2:4:10, cf. DC 9:10)

『法の原理』および『市民について』は、イングランドの主権をめぐる国王と議会が激しく争った一六四〇年代に回覧・公刊された。両著作において、ホップズが提示した家産的王国には、スチュアート王朝が含まれると言えるであろう。というのも、後にホップズが著した『哲学者とイングランドのコモン・ロー学徒との対話』において、彼自らがイ

ングランド王国は家族が拡大したものだ」と述べているからである。⁽²⁴⁾

先の引用にあるように、ホップズによれば、家産的王国の主権者は、〈設立〉による君主すなわち〈設立〉されたコモンウェルスの主権者と同一の諸権利を持つ。けれども、彼はその根拠を十分に示すことはできなかったように思われる。というのも、〈設立〉されたコモンウェルスの場合、ホップズはそれを人為的な構成物として示したが、この家産的王国は、次の二つの理由により完全な人為的構成物とはなり得ない性格を備えているからである。

第一の理由は、家族は自然状態において存在し、家産的王国とはこの家族が拡大したものにすぎないということである。ホップズは、この家産的王国を『市民について』において「自然的コモンウェルス」とも呼んだ(DC 5:12; 8:1)。ホップズによれば、コモンウェルスの「確立 (constitution)」以前にも家族が存在し(DC 1:10n; 6:15n; 13:14)、『コモンウェルスは家族の父親たちによって「確立された (constitutum)」ものであった(DC 9:6)。要するに、家族は、コモンウェルスが成立する以前の自然状態にも存在すると考えられている。したがって、ホップズによれば、コモンウェルスに属さない小さな家族は自然状態にとどまるが、その家族が拡大した場合には家産的王国と呼べる、ということになる。〈設立〉されたコモンウェルスの場合には、人々は自らの意志的行為である信約によって自然状態を脱却したが、それとは異なり、家産的王国の場合には、自然状態を脱却するのに必要なのは規模の拡大だけなのである。

第二の理由は、前述の第一の理由と関係するが、コモンウェルスの〈設立〉の場合と異なり、家産的王国において信約が果たす役割について、ホップズが明快な説明を行っていないことである。前節で見たように、コモンウェルスへ〈立〉の場合には、多くの人々が同時に相互間で結ぶ信約によって、コモンウェルスが人為的に構成された。しかもその際、主権者はこの信約の当事者ではなかった。対照的に、家族においては、子供たちは父親に対する服従を義務づけられるが、その義務は子供たちがなす信約から生じるのではない。信約を結ぶこと⁽²⁵⁾によって家長たる主人に服従を義務づけられることになるのは従僕だけである。家長が多くの従僕たちと次々に信約を結ぶことにより、家族が拡大して家産的王国となる。コモンウェルス〈設立〉の場合との決定的な相違は、家産的王国の主権者である家長がその臣民である従僕と信約を結び、信約の当事者となってしまうことである(EL 2:3:2-3; DC 8:1-3)。その結果、家長は従僕に対して義

務づけられることになり、〈設立〉による主権者が持つような絶対的な諸権利を有することができないのである。

このように、『法の原理』および『市民について』において、ホップズは、〈設立〉されたコモンウェルスの主権者と家産的王国の主権者とが同一の諸権利を持つ論拠を充分に提示できなかった。この問題はホップズにとつて解決すべきものとして残されたのである。ホップズは、この問題を解決するために『リヴァイアサン』において、それ以前の著作とは異なる議論を提示した。すなわち、〈獲得〉によるコモンウェルスについての一般的な定義である。

獲得によるコモンウェルス (A Common-wealth by Acquisition) とは、主権が力 (Force) によって獲得されるものである。それが力によって獲得されるのは、人々が個別に、あるいは多くの者が同時に多数意見によって、死あるいは諸々の枷に対する恐怖から、彼らの生命と自由とを意のままにできる人間あるいは合議体のすべての行為を権威づける (authorise) 場合である。(Lev 20, p. 138. (一七〇頁))。

先に見た『法の原理』および『市民について』における家産的王国の記述と、この〈獲得〉によるコモンウェルスについての記述を比較するならば、次の二点において相違があることが明らかである。第一に、個別にあるいは多くの者が同時に行う信約によって、〈獲得〉によるコモンウェルスが成立するということである。第二に〈設立〉によるコモンウェルスの場合と同様に、ホップズが「権威付与」の概念を導入したことである。〈獲得〉によるコモンウェルスの場合にも、臣民たちは主権者がなす行為を自分のものとして権威づけるのである。この権威付与の概念は、権威づけを行う側に、生命保護を唯一の条件として、生命保護のための判断や行為の権限を全面的に放棄させるから、以前の二著作の家産的王国の場合における信約の双務性を少なくとも大幅に解消することになる。

右の定義に続く箇所においてホップズは次のように論じる。すなわち〈獲得〉による「支配 (Dominion) あるいは主権」と〈設立〉による主権との相違は次の点にのみある。すなわち〈設立〉の場合には、相互の恐怖によって人々は主権者を選ぶのであり、人々の恐怖は彼らが〈設立〉する主権者に対するものではない。これに対し、〈獲得〉の場合には、

人々は自らが恐れる者に服従するのである (Lev 20, p. 138. (二) 七〇頁)。このように恐怖の対象は相違しているもの、両者はともに信約によって成立し、人為的な性格を備える点では共通する。

これらの議論を根拠にホップズは、〈獲得〉によるコモンウェルスの主権者が、〈設立〉によるコモンウェルスの主権者と同一の諸権利を持つことを指摘する。ホップズによれば、「主権の諸権利と諸帰結」は〈設立〉によるコモンウェルスと〈獲得〉によるコモンウェルスのどちらにおいても同一であり、〈設立〉による主権者が持つ権利はすべて〈獲得〉による主権者も持つ (Lev 20, p. 139. (二) 七二頁)。

さらにホップズが示すのは、〈獲得〉によるコモンウェルスの臣民が、〈設立〉によるコモンウェルスの臣民と同様に、主権者に対する全面的な服従義務を負うということである。ホップズによれば、〈設立〉によるコモンウェルスと〈獲得〉によるコモンウェルスの両者がともに恐怖を契機として成立することは、「死や暴力への恐怖から生じるすべての信約が無効である」と考える者たちによって注目されるべきである。ホップズはその理由を次のように説明する。もし彼らの考えが「真であるならば、いかなる種類のコモンウェルスにおいても、誰も服従を義務づけられ得ないであろう」 (Lev 20, pp. 138-139. (二) 七〇頁)。要するに、恐怖を契機として結ばれた信約は、臣民の服従義務を生じさせる点で完全に有効である。こうしてホップズは、『リヴァイアサン』において、コモンウェルスの〈設立〉から主権者の諸権利と臣民の服従義務とを導出し、それらは〈獲得〉によるコモンウェルスにおいても同一であるとしたのである。

『法の原理』および『市民について』における家産的王国と『リヴァイアサン』における〈獲得〉によるコモンウェルスを比較した場合、見逃すことの出来ないもう一つの重要な相違点がある。それは〈獲得〉によるコモンウェルスにおいて主権者が合議体である場合をホップズが認めたことである。したがって、家産的王国とは異なり、〈獲得〉によるコモンウェルスは家族が拡大したものに限定されなくなる。⁽²⁷⁾ 合議体を主権者とし、「征服 (Conquest)」を契機として、多くの人々が同時に結ぶ信約によって成立するコモンウェルスも、〈獲得〉によるコモンウェルスの定義に含まれることになる。

この議論と『リヴァイアサン』が公刊されたときのイングランドの政治状況との相関は、すでに先行研究によって明

らかにされている。第二次内乱終結後、プライドのパージによりランブ（残部）議会が成立した。ランブ議会は、国王を処刑し、王政と貴族院とを廃止し一院制の共和国樹立を宣言した。⁽²⁸⁾『リヴァイアサン』は、一六五一年にイングランド国内において英語で公刊された。当時、イングランドにおいては、エンゲイジメント論争が繰り広げられていた。この論争は、国王処刑後に成立した新共和国政府（ランブ議会体制）に対するイングランド人たちの服従の正当性をめぐって行われたものである。⁽²⁹⁾

このような状況を考慮するならば、『リヴァイアサン』における〈獲得〉によるコモンウェルスは、同著公刊当時にイングランドに存在していたコモンウェルス、具体的にはランブ議會を主権者とする共和国を示唆し得たことは明らかである。⁽³⁰⁾さらに『リヴァイアサン』には、そのことを裏づける次のような記述もある。ホップズは〈獲得〉によるコモンウェルスを扱った『リヴァイアサン』第二〇章において、「征服や戦争における勝利によって獲得される」「専制的支配」を論じた（Lev 20, pp. 141-142. (二) 七四―七六頁）。さらに彼は、同著末尾の「総括と結論」において、「征服」と「征服者（Conquerour）」の問題に多くの紙幅を費やしている。彼によれば、「最近出版されたイングランドの様々な書籍」を見る限り、内乱は人々に次の三つのことがらをいまだに充分には教えていない。すなわち第一に「どの時点において臣民は征服者に対して義務づけられるようになるのか」、第二に「征服とは何か」、第三に、どのようにして征服は征服者の諸法を遵守するよう人々を義務づけるようになるのか、ということからである。ホップズは専制的支配の議論を用いることによって、これらの問題に対する回答を与えたのである（Lev 'A Review, and Conclusion', pp. 484-486. (四) 一六〇―一六三頁）。

このように見るならば、当時のイングランド人たちが、『リヴァイアサン』における〈獲得〉によるコモンウェルスを、同著公刊時に「征服」によって成立していた新共和国を示唆するものとして理解することをホップズが意図していたことは、明らかと言える。⁽³¹⁾

むすびにかえて

以上から明らかなように、コモンウェルスの「設立」と「獲得」という二つの成立方法は、実在するコモンウェルスを分類するために案出された基準ではない。また、ホッブズはそれら成立方法のどちらかに重点を置いたわけでもなかった。ホッブズは、自らの政治哲学において、「獲得」によって成立した実在のコモンウェルスにおける主権者の絶対的諸権利と臣民の全面的な服従義務を弁証しようとした。彼は、自らの哲学方法論にしたがい、コモンウェルスの「設立」から、それらの権利と義務とを導出した。ホッブズの政治哲学は、「設立」されたコモンウェルスという理論的範型を用いて、「獲得」によって成立した実在のコモンウェルスにおける政治秩序の安定をもたらそうとした点で、政治の実践的問題に対応可能な「知」を目指していたのである。⁽³²⁾

ただし、ホッブズの考えによれば、もちろんこの政治哲学が存在するだけでは政治的安定は盤石のものたり得ない。人々の理性は政治秩序の形成を促すが、その理性は、主権権力への恐怖ばかりでなく、政治社会における教育によっても支えられ強化されねばならない。この見地から彼は、大学の教育に着目した。実際、ホッブズの見るところ、古典古代的な政治哲学、スコラ哲学などは大学で教えられており、そこで教育を受けたジェントルマンや聖職者たちがそれを民衆に広めることにより政治秩序の安定は脅かされていたのである (EL 29:8; Lev 30, pp. 236-237. (一) 二六八―二六九頁)。それゆえホッブズは、大学の教育内容を全面的に改めるべきことを提言した (EL 29:8; DC 139)。その提言は『リヴァイアサン』において顕著であり、同著において彼は、政治的安定をもたらすためには自らの理論が大学で教えられべきであると論じたのである (Lev 'A Review, and Conclusion', pp. 490-491. (四) 一七一―一七二頁; cf. Lev 31, p. 254. (一) 三〇二―三〇三頁)。

こうしてホッブズの政治哲学は、主権者の諸権利と臣民の服従義務とを導出すると同時に、それらを臣民たちに教育するために用いられる。しかし、この教育という側面をも含めたホッブズの政治哲学の問題については、稿を改めて論じることとする。

凡例

本稿で用いたホブズの著作は、次の通りである。

EL 『法の原理』 *The Elements of Law Natural and Politic*, ed. by Ferdinand Tönnies, with a new introduction by M. M. Goldsmith (Frank Cass, 1969). 数字は部、章、節を示す。

DC 『市民の権利』 *De Cive: The Latin Version*, ed. by Howard Warrender (Clarendon Press, 1983). 数字は章、節を示す。なお、ホブズ自身が付け加えた註釈 (annotatio) を示す。また「献辞 (Epistola Dedicatoria)」および「読者諸氏への序言 (Praefatio ad Lectores)」における「」で示された番号は、この版の編集者ハワード・ウォリントンによって付けられたものである。英語訳「公民」 *On the Citizen*, ed. and tr. by Richard Tuck and Michael Silverthorne (Cambridge University Press, 1998) を適宜参照した。

Lev 『リヴァイアサン』 *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge University Press, 1991). 数字は章を示し、この版のページ数を付記した。邦訳として『リヴァイアサン』(一)―(四)水田洋訳(岩波文庫、一九五四―一九八五年、ただし(一)―(二)は一九九二年に改訳発行)を適宜参照し、巻数と頁数を付記した。

Dialogue 『哲学者イングラントのコモン・ロー学徒との対話』 *A Dialogue between a Philosopher and a Student of the Common Laws of England*, ed. by Joseph Cropsey (University of Chicago Press, 1971). この版のページ数を付記した。邦訳として『哲学者と法学徒との対話——イングラントのコモン・ローをめぐる——』田中浩・重森臣広・新井明訳(岩波文庫、二〇〇二年)を適宜参照し、頁数を付記した。

EW *The Collected Works of Thomas Hobbes*, ed. by Sir William Molesworth, with a new introduction by G. A. J. Rogers (12 vols. Routledge/Thoemmes Press, 1992). reprint of *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury* (John Bohn, 1839-1845). 巻数とページ数を記した。

・引用にあたっては、次の括弧を使い分けた。

() ……原著者による挿入。ただし、訳文中で原語を示す場合にもこの括弧を用いた。

[] ……引用者による補註。

・原文においてイタリックで表記された語には傍点を付した。ただし、引用や定義などのように一節すべてがイタリックで表記されている場合には「」を付した。

・原文において大文字で表記された語はゴシック体で示した。

参考文献

- Burgess, Glenn (1986) 'Usurpation, Obligation and Obedience in the Thought of the Engagement Controversy', *The Historical Journal*, 29, pp. 515-536.
- Burgess, Glenn (1990) 'Contexts for the Writing and Publication of Hobbes's *Leviathan*', *History of Political Thought*, 11, pp. 675-702.
- Fukuda, Arihiro (1997) *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars* (Clarendon Press).
- Goldsmith, M. M. (1969) 'Introduction to the Second Edition' of EL (Frank Cass), pp. v-xxi.
- Lund, Wm. R. (1988) 'The Historical and "Political" Origins of Civil Society: Hobbes on Presumption and Certainty', *History of Political Thought*, 9, pp. 223-235.
- Pocock, J. G. A. (1971) 'Time, History and Eschatology in the Thought of Thomas Hobbes' in *Politics, Language, and Time: Essays on Political Thought and History* (Atheneum), pp. 148-201.
- Skinner, Quentin (1972) 'Conquest and Consent: Thomas Hobbes and the Engagement Controversy', in *The Interregnum: The Quest for Settlement 1646-1660*, ed. by G. E. Aylmer (Macmillan), pp. 79-98.
- Skinner, Quentin (1990) 'Thomas Hobbes on the Proper Signification of Liberty', *Transactions of the Royal Historical Society*, 40, pp. 121-151.
- Skinner, Quentin (2002) *Visions of Politics, Volume 3: Hobbes and Civil Science* (Cambridge University Press).
- Sommerville, Johann P. (1992) *Thomas Hobbes: Political Ideas in Historical Context* (Macmillan).
- Vaughan, Geoffrey M. (2001) 'The Audience of *Leviathan* and the Audience of Hobbes's Political Philosophy', *History of Political Thought*, 22, pp. 448-471.
- Wallace, John M. (1964) 'The Engagement Controversy 1649-1652: An Annotated List of Pamphlets', *Bulletin of the New York Public Library*, 68, pp. 384-405.
- Wallace, John M. (1968) *Destiny His Choice: The Loyatism of Andrew Marvell* (Cambridge University Press).

アリストテレス(二〇〇二)『政治学』牛田徳子訳(京都大学学術出版会)。

今井宏編(二九九〇)『世界歴史大系 イギリス史二——近世——』(山川出版社)。

久野真大(二〇〇二)「トマス・ホッブズの『専制的支配』論——法の原理」および『市民について』を中心に——、『政治研究』(九州大学政治研究会、第四八号、九三—一八頁)。

鈴木朝生(二九九四)『主権・神法・自由——ホッブズ政治思想と一七世紀イングランド——』(木鐸社)。

関口正司(二九九五)「コンテクストを閉じること——クエンティン・スキナーと政治思想史——」、『法政研究』(九州大学法政学会)、第六一卷第三—四合併号、二〇三—二七三頁。

浜林正夫(二九七二)『増補版 イギリス市民革命史』(未來社)。

半澤孝磨(二九九八)「ヨーロッパ保守主義政治思想の三類型(上)」、『思想』(岩波書店)、第八八九号、四—三三頁。

福田歓一(二九七二)『近代政治原理成立史序説』(岩波書店)。

山田園子(二九九四)『イギリス革命の宗教思想——ジョン・グッドウイン研究——』(御茶の水書房)。

註

(1) *Elements of Philosophy. The First Section, Concerning Body*, EW, vol. I, p. ix.

(2) 'duty'および'officium'には、通常「義務」という訳語が充てられるが、本稿では'obligation'および'obligatio'と区別するために、「責務」の語を充てた。

(3) 本稿を執筆するにあたって筆者は、福田(二九七二)から多くの示唆を得た。けれども次の点に関しては、筆者はこれと見解を異にする。同著によれば、社会契約説の特色は、特定の政治体制の弁証ではなく、政治社会一般の理論を構築することにある。しかもその構築が、哲学の原理としての人間との関連においてなされることにより、政治社会は既存の所与に依存することなく演繹される。したがって、政治理論は所与の事実から切断され、それとは単に象徴的關係を持つものとして自律性を獲得する。この見地からすれば、ホッブズは画期的な人間理論の成功によって、はじめて獲得国家すなわち征服支配と家父長支配という所与の事実を、論理的に設立国家に従属させることができたと評価される。ホッブズの主権論は、歴史的に特定の個々の主権者の権力ではなく、抽象的一般的な主権を弁証するものであり、それゆえホッブズは「国家哲学は私にはじまる」と自負したのであった。ところが、ホッブズはその画期的成果を自ら裏切り、所与の権力の正統性を擁護する一個の形式的保守主義者として立ち現れてしまう。ここから明らかなのは、ホッブズの国家契約説が、実はデ・ファクトに体制の存在を前提としており、この体制という実体の所与性によってはじめて

成り立ち得たという事実である。このデ・ファクトな体制への依存にこそ、事実が論理に収斂させられきれないまま、しかもそのことを無視して論理が自己完結性を誇り得た彼の政治哲学の秘密があった。この事情は、政治理論の展開においては、征服または族长制による獲得国家が、設立国家に論理的には従属しながら残存することに典型的に示される。福田(一九七二)、二四五頁、三一七頁、三二五―三二八頁。こうした見方から、同著では、「獲得国家」すなわち「獲得」されたコモンウェルス認めてしまったがゆえに、ホッブズは自らの画期的成果を裏切ることになったと論じる。本稿ではこれとは対照的に、次のような見方を提示する。すなわち、ホッブズの意図は、「獲得」によって成立した実在のコモンウェルスにおける政治秩序の安定をもたらすために、コモンウェルスの「設立」という定式を提示することであった。ホッブズの理論的関心は実践的関心と不可分であった。

(4) このような見解を提示するにあたって、筆者は二つの研究から大きな示唆を受けている。一つはWm・R・ランドによる研究である。ランドによれば、ホッブズは起源に関する議論を現在に関する議論から、すなわち歴史を哲学から区別した。この区別はホッブズにおける二重の自然状態像によって証明される。ホッブズによれば自然状態には二つある。一つは、歴史的、実在の、真の、および家長制的な自然状態である。もう一つは、仮定上の、想像上の、および個人主義的な自然状態であり、これは思考実験の産物である。ホッブズは大きな社会的単位の起源に関する真の描写として、家長制モデルを実際にかなり採用した。すなわち、ホッブズによれば、政治社会 (political association) の歴史的起源、換言すれば「真の自然状態」は、家族集団から構成されている。そこにおいては、すでに君主政的な原理が広まっており、不平等な当事者間における征服と同意がより大きな社会へと至る通常の道筋となつている。コモンウェルスはこうして「獲得」される。しかしながら、過去についてのこのような見方からホッブズが導く結論は、「獲得」によるコモンウェルスのような政治的単位はその構成員たちに十分な安全を与えることができないから、そのような政治的単位は永続的たり得ないというものである。ここに至つて、ホッブズは「仮定上の自然状態」および主権の「設立」という概念に言及する。この自然状態においては、諸個人は平等だと想定される。このような自然状態において人々が相互に抱く恐怖のみが「真の結合」を導くのであり、その相互の恐怖にもとづいて各人と各人とが相互に信約を結ぶことにより、コモンウェルスが「設立」される。このように、ホッブズは一方で社会の歴史的起源が家族間の征服であることを事実として受け入れる。他方で、彼の考えによれば、仮定的な自然状態から人々が主権者を「設立」するとう合理的な説明の方が、市民たちに彼らの政治的諸責務 (duties) を納得させるためのより確実な根拠を与えるのである。Lund (1988)。以上のように要約されるランドの研究は、示唆的である。ただし、彼の研究では、ホッブズが哲学と歴史とを明確に区別し、政治哲学のなかでコモンウェルスの「獲得」を提示した理由までは説明できない。本稿で示すように、コモンウェルスの「設立」と「獲得」の両者がホッブズの政治哲学には必要だったのである。

もう一つの示唆的な研究は、半澤(一九九八)である。この研究によれば、「リヴァイアサン」において、ホッブズは演繹的推論の

手続きで議論を進行させようとした。この手続きの意味は、先行する章は後続の章に論理的に包括されることである。したがって、解釈上の統一は、後続の言明を優先することによってなされなければならない。こうした見地からすれば、ホップズは「リヴァイアサン」において、主権の設立手続きを論じた後、次第に強調点を、設立された主権の絶対性の問題に収斂させていくと解される。同著第二〇章でホップズは、現に存在している主権が主権として事実上人々を保護する能力を持つている限り、その実際の起源が人々の現実の設立行為であろうと、征服によるものであろうと、その服従要求根拠にはならぬ差異はないとする。しかも、「設立による主権」など歴史的に実在しないことは、ホップズにとっても自明であった。したがって、主権をめぐるホップズの議論は、実質的には国内国外を問わず征服権力の合理性、より広くはデ・ファクトに存在しているすべての実効的権力の合理性を主張することにほかならなかった。ここから導かれる結論は、ホップズ自身がスチュアート朝の現実をどう評価していたかに関わりなく、また、その後のランプ議会についての評価にも関わりなく、それらが実効的か否かだけが問われている、ということになる。半澤（一九九八）、一九一―二〇頁。以上の解釈は、筆者のそれと近い。ただし、半澤（一九九八）の議論は「リヴァイアサン」のみを対象としている。本稿ではさらに視点を広げ、「法の原理」および「市民について」と「リヴァイアサン」のクロスレファレンスを行い、それらの著作間におけるコモンウェルスの「設立」と「獲得」に関する議論の変化を明確にする。

付言すれば、これら二つの研究は、〈設立されたコモンウェルスとは歴史的に実在しないものだ〉とホップズは考えていた、と想定している。けれども、ホップズ自身が、「法の原理」および「哲学者とイングランドのコモン・ロー学徒との対話」において、コモンウェルス設立の歴史的事例として、「ローマの民主政とヴェネツィアの貴族政をあげていることを看過してはならないであろう」(EL 2:1:17; Dialogue, p. 161, 二三―三五頁。cf. Lev 18, p. 123. (一) 三九頁; Lev 19, p. 135. (二) 六二頁)。これらは確かに、ホップズが理論的範型としていた〈設立〉されたコモンウェルスの実例ではある。とはいえ、彼はそれらを理想的なコモンウェルスであるとは考えなかったであろう。なぜなら、ホップズは、民主政や貴族政よりも、君主政の方が、民衆の平和と安寧のために好ましい統治形態だと考えていたからである (EL 2:5:3-8; DC 10:3-19; Lev 19, pp. 131-133. (一) 五五―六〇頁)。

(5) このことについては、以下の箇所を参照。EL 'The Epistle Dedicatory'; EL 1:1:1. 1:13:3. 2:8:5. 2:8:10. 2:9:8. DC 'Epistola Dedicatoria', [5]-[8]; DC 'Praefatio ad Lectores', [2]-[7]; DC 12:3-4. Lev 21, pp. 149-150. (一) 九二―一九四頁; Lev 29, pp. 225-226. (二) 二四六―二四八頁; Lev 46, pp. 469-472. (四) 一一五―一一三頁。

(6) このことについては、以下の箇所を参照。EL 'The Epistle Dedicatory'; DC 'Epistola Dedicatoria', [9]-[11]; DC 'Praefatio ad Lectores', [8]-[7]; Lev 31, p. 254. (一) 三〇一―三〇三頁; Lev 4. Review, and Conclusion', pp. 490-491. (四) 一七二―一七三頁。とりわけ『法の原理』の献辞において、ホップズは、「もしここで述べられた法と政治 (policy) に関する諸見解を万人が抱くこ

- とになれば、コモンウェルスにとって比類のない便益をもたらすでありましょう」と述べている (EL 'The Epistle Dedicatory')。この記述に見られるように、ホッブズは『法の原理』の段階から自らの政治哲学によって政治秩序の安定をもたらそうと考えていた。
- (7) ホッブズにおいて 'reason' とは名辞を操作して結論を導く推論であり、それは人間の理性でもある (cf. EL 1:5:11-12; Lev 4, p. 29. (一) 七七頁)。本稿では文脈に応じて「推論」あるいは「理性」の訳語を充てる。
- (8) ホッブズは「学問」と「哲学」とを同義に用いている (Lev 9, pp. 60-61. (一) 一四六—一四八頁)。
- (9) ホッブズは名辞の二つの効用を述べた後に、「言語の特殊的効用」を四つ示す。第一は、因果関係を記録すること、第二は、知識を相互に伝達すること、第三は、他人に自らの意志と目的を伝え、相互援助を可能にすること、第四は、自分自身と他人とを楽しませ喜ばせることである (Lev 4, p. 25. (一) 七〇頁)。
- (10) ホッブズにおける哲学と歴史の問題についての優れた解釈として次のものを参照。Pocock (1971), pp. 152-158.
- (11) 『リヴァイアサン』第十七章において、ホッブズはコモンウェルスの生成について論じ、コモンウェルスの定義を行った (Lev 17, pp. 120-121. (二) 三二—三四頁)。続いて同著第十八章において、ホッブズはコモンウェルスの「設立」について説明している (Lev 18, p. 121. (二) 三六頁)。これらの記述の内容は似通っており、ここからもホッブズがコモンウェルスの生成を述べる際に、それを「コモンウェルスの「設立」として論じていたことが判明する。
- (12) ホッブズは、自らの政治哲学が主権者の権利と臣民たちの責務を対象とすると述べている。ホッブズが、主権者の権利と臣民の責務とを組み合わせて示している箇所は以下の通りである。DC 'Praefatio ad Lectores', [9]: [9]: Lev 31, p. 254. (二) 三〇二頁; Lev 32, p. 255. (三) 二五頁; Lev 'A Review, and Conclusion', p. 489. (四) 一六八—一六九頁。また主権者の権利のみを示している箇所は 'Lev 'The Introduction', p. 10. (一) 三八頁。他方、臣民の責務のみを示している箇所は以下の通りである。DC 'Praefatio ad Lectores', [1]: [18]; Lev 'A Review, and Conclusion', p. 491. (四) 一七二頁。
- (13) 『市民について』において「市民 (Civis)」と「臣民 (Subditus)」とは同義である (DC 5:11)。
- (14) このような議論は『法の原理』においてすでに見られる。ホッブズによれば、人々の判断は相互に異なっており、各人が自らの判断に従うならば、そこには争いが生じる。したがって争いを止めるためには、各人は主権者の判断を正しい判断であると見なさなければならぬ (EL 1:3:4; 2:1:5; 2:1:9-10; 2:10:8)。ホッブズは、『市民について』においても同様の議論を行った (DC 6:1; 6:8:9; 6:11n. 6:15)。さらに『リヴァイアサン』に至って、ホッブズは、コモンウェルスにおいては、人々は自らの判断を主権者の判断に従わせなければならぬことを明確に示した (Lev 17, p. 120. (二) 三三頁)。
- (15) アリストテレス (二〇〇一) 九—一〇頁 (第一卷第二章 1253a)。なお、アリストテレスは目的論的な自然観を持っていたのに対

し、ホッブズにおける自然とは、近代自然科学的なものである。このことについては、以下を参照。福田(一九七二)、二三八―二三九頁、四一五―四一七頁。

(16) このことについては、以下の箇所を参照。Lev 16, pp. 112-113. (一) 二六一―二六三頁；Lev 17, pp. 120-121. (二) 三二―三四頁；Lev 18, p. 121. (三) 三六頁。

(17) ホッブズは、主権者に対する市民の全面的服従義務が「間接的」に生じるということを、次のように説明している。すなわち、この義務は、市民による全面的服従がなければ主権者の権利は無効となり、結果としていかなるコモンウェルスも確立されなかったであろうという事実から生じるのである。このようにホッブズは、市民の服従義務が信約から間接的に生じると述べたが、それは次の目的のためであった。すなわち、主権者が、自殺せよ、あるいは親を殺せなどのような実行し得ない(あるいは実行が著しく困難な)命令を発した場合、その命令を拒む市民の権利を留保するためであった(DC 6:3)。なお、『リヴァリアサン』にもこれと同様の記述がある。Lev 21, p. 151. (二) 九六―九七頁。このことについての適切な説明としては以下を参照。半澤(一九九八)、二二―二二頁。

(18) ホッブズは、臣民たちにこれらの責務を教えるためには、特定の日に主権者主催の集会を開くことが必要だと提言する(Lev 30, pp. 234-235. (一) 二六五―二六六頁)。

(19) ただし、寄贈の性質ゆえに、主権者は市民に対して義務を負うことはないと考えられている。(cf. DC 2:8)。

(20) 本文で見たように、『法の原理』および『市民について』においてホッブズは、すべてのコモンウェルスは、最初は、民主政として「設立」されると述べた。ホッブズ研究者の間では、この民主政を「原初民主政(original democracy)」と呼ぶことが多い。

M・M・ゴールドスミスは、『法の原理』から『市民について』を経て『リヴァリアサン』に至るまでに、コモンウェルスへ設立についてホッブズが行った説明は大幅に変化したとして、その変化を詳細に説明している。ゴールドスミスによれば、『リヴァリアサン』においてホッブズが、各人相互間で行われる権威付与の信約を導入した結果、原初民主政は不要になった。Goldsmith (1969), pp. xv-xix. ただし、ゴールドスミスは、ホッブズが原初民主政の概念に代えて権威付与概念を導入した理由については説明していない。その理由について、グレン・バージェスおよびジョアン・P・サマヴィルは、ホッブズがとったアイデアオロギー戦略の観点から論じている。両者に共通するのは次のような説明である。すなわち、当初、ホッブズは国王が議会に対して責任を負わないことを論証するため、原初民主政の観念を用いた。一六四〇年代の内乱において、議会派の論客たちが議会に主権があると主張するようになると、ホッブズは、その主張を論駁して、国王主権を擁護するために、権威付与の概念を用いたのである。Burgess (1986), pp. 682-689, Sommerville (1992) pp. 59-62.

本稿において、筆者はこれらの研究とは異なり、むしろ理論的な視角から、次の三つの目的のために、ホッブズが『リヴァイヤサン』において、権威付与の概念を導入したことを説明した。すなわち、第一に、コモンウェルスの〈設立〉から主権者の諸権利を導出するためであり、第二に、主権者が臣民に対して一切の義務を負わないことを論証するためであり、第三に、〈設立〉による主権者と〈獲得〉による主権者との同一の諸権利を持つことを証明するためであった。

(21) 『法の原理』においてホッブズは、『市民について』および『リヴァイヤサン』における「コモンウェルス (civitas common-wealth)」に相当する語として「政治体 (body politic)」を用いた。彼によれば、〈設立〉によって成立する政治体のみが、たいていの場合「コモンウェルス」と呼ばれる (EL 1:9:11)。これに対して、「獲得による政治体」は「一般に家産的王国と呼ばれる」のである (EL 2:32)。『市民について』においてホッブズは、「獲得された」コモンウェルスについて論じている。彼によれば、支配の権利が獲得されたところには、「小さな王国のようなもの」がある。また「大きな家族は王国である」(DC 81)。この記述から推測できるのは、ホッブズが同著作で「獲得されたコモンウェルス」という表現を用いる際には、具体的には家産的王国のことを指示している、ということである。実際、家産的王国とは「力によって獲得された」ものである (DC 9:10)

(22) ホッブズがこうした手順で議論を展開したことは、この部分に関する『法の原理』および『市民について』の各章のタイトルを見ることがによって裏づけられる。

『法の原理』

第二部第二章 コモンウェルスの三つの種類について

第二部第三章 主人たちの権力について

第二部第四章 父親たちの権力について、および家産的王国について

第二部第五章 統治の数種類が持つ諸々の不都合の比較

『市民について』

第七章 諸々のコモンウェルスの三つの種類、民主政、貴族政、君主政について

第八章 従僕たちに対する主人たちの権利について

第九章 子供たちに対する親たちの権利について、および家産的王国について

第一〇章 コモンウェルスの三つの種類それぞれが持つ諸々の不都合に関する比較

(23) この箇所については、ホッブズのテクストのほかに、久野(二〇〇一)、一〇七一―一〇八頁、一一七頁の註(5)を参照。

(24) 『哲学者 大きな君主政 (Great Monarchies)』は、小さな家族 (small Families) から生じてきた。第一に、戦争によって。その

戦争において、勝利者は自らの領土を拡大したのみならず、彼の臣民たちの数と富を増大させた。……戦争という第一の方法にしたがって、世界最大の王国すべてが出現した。すなわち、エジプト、アッシリア、ペルシアおよびマケドニアの君主政のことである。イングリランド、フランス、およびスペインといった大きな王国も同様である。……」(Dialogue, p. 161. 二三四—二三五頁)

(25) ホッブズによれば、子供に対する支配権はもともと母親にある (EL 2:41, 2:43; DC 9:23)。母親はその支配権を信約その他の方法で父親あるいは家長となるべき者に譲渡する (EL 2:44-7; DC 9:46)。しかし、ホッブズは『リヴァイアサン』において、この議論を変更し、家長的支配の根柢を「子供の同意 (Consent)」に置いた (Lev 20, p. 139. (一) 七三頁)。

(26) 信約の語は〈獲得〉によるコモンウェルスの定義のなかには見られないが、この定義を述べた直後の箇所において、ホッブズは、〈獲得〉によるコモンウェルスが信約によって成立することを示唆している (Lev 20, pp. 138-139. (一) 七〇頁)。

(27) 『リヴァイアサン』においては「家産的王国」の語は見られない。ただし、〈獲得〉によるコモンウェルスについて論じた同著第二〇章には、「法の原理」および「市民について」における家産的王国の議論に相当するものが残存している。「……大きな家族 (a great Family) は、もしそれがあるコモンウェルスの一部でないならば、主権の諸権利に関してはそれ自体が一つの小さな君主政 (a little Monarchy) である。……」(Lev 20, p. 142. (一) 七七頁)

(28) 浜林 (一九七二)、一八七—一九四頁。今井 (一九九〇)、二二—二九頁。

(29) エンゲイジメント論争に関しては次の研究を参照。Wallace (1964), Wallace (1968), pp. 43-68, Burgess (1986), 山田 (一九九四)、八四—一五頁。

(30) スキナーは、ホッブズの著作がエンゲイジメント論争と関連を持つていたことを明らかにした。スキナーは当初、ホッブズの議論と、エンゲイジメントを擁護するデ・ファクト理論家たちの議論との類似性を強調し、ホッブズは『リヴァイアサン』においてエンゲイジメント擁護論に対する貢献を意図していたという結論を導いた。Skinner (1972), pp. 93-98. けれども、スキナーは後にこの解釈を変更し、新たな見解を提示した。それによれば、ホッブズはデ・ファクト理論家たちとは距離を置いていた。『リヴァイアサン』においてホッブズは、自由と征服の問題に関して、「法の原理」で提示していた議論を修正した。こうして、『リヴァイアサン』においてホッブズは、彼独自の自由概念を用いて新共和国政府への服従を正当化したのである。Skinner (1990), pp. 142-151. スキナーはさらに最近出版した自著に、Skinner (1972) と Skinner (1990) の両者を加筆を施したうえで掲載し、前者の見解を修正している。Skinner (2002), pp. 232-237, 302-307. cf. pp. 21-23. なお、このスキナーのホッブズ解釈の変更については次の研究を参照。関口 (一九九五)、二五〇—二六一頁。

Skinner (1972) から示唆を受けつつ、それを批判して鈴木 (二九九四) は次のように論じている。すなわち、「市民について」に

においてホッブズが征服者、従僕および捕囚等について行った規定は一般的で具体性を持たない。これに対し、『リヴァイアサン』における「征服者」の語は、ランブ議会の新政府を指し示すものであった。ホッブズは『リヴァイアサン』第二〇章において、それまで述べてきた「設立」によるコモンウェルスについての記述に、戦争を契機として現れる「征服」によるコモンウェルスの記述を加え、彼はこれ以降、「征服」によるコモンウェルスへ、記述の力点を移行させた。以上の議論を経て、同著公刊の意図は、内乱勃発以後大陸に亡命した王党派の中で、当時祖国への帰還を試み、議会権力に服従した人々の「自由」を弁証することにあつたとされる。鈴木（一九九四）、二五八—三〇三頁。

Skinner (1990)を批判して、サマヴィルは次のように主張する。すなわち、征服と自由に関するホッブズの理論は「法の原理」および「市民について」において十分に展開されていた。また、ホッブズは「リヴァイアサン」において、この理論をほとんど変更せずを用いて、ランブ議会政府への服従を正当化した。また、サマヴィルは、「世襲的王国 (a hereditary kingdom)」（本稿の家産的王国に相当）に関するホッブズの議論に言及し、この議論が「法の原理」から「リヴァイアサン」に至るまで同じであったと見なしつつある。Sommerville (1992), pp. 63-71, 165, pp. 181-182, n. 71.

本稿で筆者は、これらの研究成果を継承しつつも、これらの研究においてなされなかつた次の作業を試みた。すなわち、「法の原理」および「市民について」における家産的王国の議論と「リヴァイアサン」における「獲得」によるコモンウェルスの議論とを、それらのテキストのクロスレファレンスにもとづき、綿密に比較検討することである。

(31) 一六五五年か五六年に、オクスフォード大学の幾何学教授ジョン・ウォリスおよび同大学の天文学教授セス・ウォードによってなされた批判に対する回答として出版された「数学教授たちに対する六つの課業」において、ホッブズはウォードの批判に対して、次のような信念を表明している。「しかし、実のところ、私が信じるのは、それ『リヴァイアサン』で述べられた私の理論 (doctrine) が何人ものジェントルマンたちの精神を現政府 (present government) に対する誠実な服従へと向けたということでありませう。そうでなければ、彼らの精神はその問題をめぐるって揺れ動いていたでありませう。』(Six Lessons to the Professors of the Mathematics, *One of Geometry, the Other of Astronomy, in the Chairs Set up by the Noble and Learned Sir Henry Savile, in the University of Oxford*, EW, vol. 7, p. 336.) これは異なる言明が、ウォリスによる批判への回答として、一六六二年に出版された『トマス・ホッブズの評判、忠誠、態度および宗教に関する諸考察』に見られる。同著においてホッブズは、国王に忠実であった人々のみが、共和国政府への服従を合法的になし得たと述べている。「……それ『リヴァイアサン』は陛下の忠実な多数の家来 (servants) と臣民のために書かれたからであります。……国王に対する自らの義務 (obligation) を履行するために最大限の努力をした者たちは、彼らが義務づけられたであろうすべてのことを行つた者たちは、結果として自らの生命と生計の手段の保障をどこに求めてもよく、

それは裏切り行為ではなかったのであります。」(Considerations upon the Reputation, Loyalty, Manners, and Religion, of Thomas Hobbes, of Malmesbury, Written by Himself, by Way of Letter to a Learned Person (John Wallis, D.D.), EW. vol. 4, pp. 420-421) 『六つの課業』がクロムウェルの護国卿体制下に出版され、『諸考察』が王政復古後に出版されたという事情を考慮するならば、これらの文書で述べられたことがそのままホップズの真意だと解釈することはできないであろう。しかし、その点を加味するとしても、ホップズの『リヴァリアアサン』が、エンゲイジメント論争と深く関連を持っていたことは否定できない。

バージェスは前記の『諸考察』を手がかりにして、スキナーが Skinner (1972) で提示した解釈をしりぞけ、次のように指摘している。すなわち、ホップズは、チャールズ一世が処刑される数年前に『リヴァリアアサン』の執筆を計画し、実際に執筆を始めていた。同著は、国王派の大義に貢献するものとして構想された。一六五〇年五月の時点で、ホップズは『リヴァリアアサン』の第三部(宗教論)を執筆していた。したがって、同著において政治を論じた部分、すなわちエンゲイジメント論争に最も関係する部分は、論争が始まる前に執筆されていたと言える。同著におけるデ・ファクト権力を正統化する議論も、ホップズの意図においてはスチュアート王政を対象としていた。しかし、『リヴァリアアサン』公刊時には状況が激変し、同著はエンゲイジメントを擁護した著作として受けとめられることになった。ホップズはそのようなダメージを限定するために、同著末尾に「総括と結論」を付け加えた。つまり、エンゲイジメント論争に関係したのは「総括と結論」のみであり、そのなかでホップズは国王派のみが新体制に対する服従を許されると述べた。 Burgess (1990), pp. 675-681, 682-702. ジェフリー・M・ヴォーンは、スキナーのホップズ解釈に対するこのようなバージェスの批判を、バージェスの説を妥当なものとする立場から、手短かに要約している。 Vaughan (2001), pp. 461-463. バージェスの指摘に従うならば、この〈獲得〉によるコモンウェルスについて論じた『リヴァリアアサン』第二〇章もまたスチュアート王朝擁護のためのものであったことになる。けれども、バージェスの議論では、ホップズが『リヴァリアアサン』を公刊した意図を説明できないし、実際、バージェス自身も説明していない。バージェスも認めるように、『リヴァリアアサン』公刊時の状況を考慮に入れるならば、同時代のイングラント人たちが同著における〈獲得〉によるコモンウェルスについての記述を新共和国政府擁護を意図したものと受けとめた可能性はきわめて高い。ホップズ本人も、そのような受けとめ方がなされることを承知のうえで、同著の公刊に踏み切ったと考えてよいであろう。

(32) 本稿で提示したこのような解釈は、Fukuda (1997) における次のような解釈と真つ向から対立する。それによれば、ホップズは『法の原理』の段階から、〈設立〉によるコモンウェルスおよび〈征服〉によるコモンウェルス(「獲得」)によるコモンウェルスという二つの主権者創出方法 (methods of creating sovereigns) を提示していた。『法の原理』および『市民について』において、ホップズは、人々がコモンウェルスを〈設立〉することにより自然状態から脱却することを証明しようとした。しかしホップズは、『リヴァ

「イアサン」では、もっぱら〈征服〉によるコモンウェルスの概念を議論の中心に据え、イングランド新共和国政府の正統性を擁護した。同著においてホップズは、〈獲得〉によるコモンウェルスの観念を雄弁に弁証したが、それは〈設立〉によるコモンウェルスの観念を犠牲にしたことであった。『リヴァイアサン』において〈設立〉によるコモンウェルスが果たす主たる役割は、単に〈征服〉による主権者の「諸権利と諸帰結」とを説明することにのみなってしまった。〈設立〉によるコモンウェルスの観念は、もはや自然状態からの脱出口を提供しない。『リヴァイアサン』においてホップズは、〈設立〉によるコモンウェルスの観念を事実上撤回してしまったのだとされる。 Fukuda (1997), pp. 38-68.